

5月は消費者月間

消費者110番を開催します

消費者月間の一環として、消費生活に関するトラブルの相談に

無料で**弁護士**や**消費生活相談員等**が応じます。

商品やサービスの契約、悪質商法、多重債務など消費生活のトラブルで
お困りの消費者の解決のお手伝いをします。

お気軽にご相談ください！



日時 令和7年5月27日（火）10時～17時

場所 岩手県立県民生活センター 大ホール
（詳しい場所は下記案内図をご参照ください。）

相談方法

【面接】直接会場までお越しください。（最終受付16時30分）

【電話】次の臨時専用ダイヤルにおかけください。

臨時専用ダイヤル **019-625-1450**（当日限り）

MAP

バス

- ① 大通三丁目
- ② 商工中金前
- ③ 啄木新婚の家口



主催

岩手県消費者行政推進ネットワーク
（事務局 岩手県立県民生活センター）

関係団体

岩手弁護士会
盛岡市消費生活センター
消費者信用生活協同組合 ほか

【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター

盛岡市中央通3-10-2
TEL 019-624-2209
（相談専用電話）

令和7年度消費者月間統一テーマ：

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～